

**公の施設と財政援助団体等
(千葉マリンスタジアム)の管理運営**

目 次

(監査のテーマ)

公の施設と財政援助団体等(千葉マリスタジアム)の管理運営

第 1. 監査の概要.....	1
1. 監査の種類.....	1
2. 特定した事件（監査のテーマ）及び監査対象年度.....	1
3. 監査対象機関.....	1
4. 監査の実施期間.....	1
第 2. 監査の視点と方法.....	1
1. 監査のテーマ選定の背景と理由.....	1
2. 監査にあたっての着眼点.....	2
(1) 施設の管理について.....	2
(2) 収入について.....	2
(3) 支出について.....	2
(4) 株式会社千葉マリスタジアムについて.....	2
3. 監査の方法.....	2
第 3. 監査対象の概要.....	3
1. 千葉マリスタジアムの沿革・意義.....	3
2. 千葉マリスタジアムの事業の概要.....	3
3. 千葉マリスタジアムの利用の状況.....	3
4. 管理団体の概要.....	3
(1) 管理団体の沿革・事業.....	3
(2) 千葉市との関係.....	4
(3) 組織の状況.....	4
5. 千葉マリスタジアムの課題.....	4
6. 千葉マリスタジアムに係る財務の状況.....	5
(1) 千葉市の千葉マリスタジアムに係る過去 3 年間の収支の推移.....	5
(2) (株)千葉マリスタジアムの過去 3 年間の財政状態及び経営成績の推移.....	6
第 4. 監査の結果.....	8
1. 千葉市と(株)千葉マリスタジアム間の委託・受託関係について.....	8
(1) 委託料の計算基礎を再検討すべきもの.....	8
(2) 外注委託契約について業者選定を適正にすべきもの.....	10
(3) 委託作業報告を事実に基づき行うべきもの.....	12
(4) 再委託作業の管理を適切に行うべきもの.....	13

(5) 委託管理報告書を作成すべきもの	14
2. 千葉マリスタジアムの一般市民の利用について	14
(1) 使用料の徴収について改めるべきもの	14
3. (株)千葉マリスタジアムの事務管理等について	14
(1) 販売売上金の管理手続を適切に行うべきもの	14
(2) 商品管理について棚卸手続等を適切に行うべきもの	15
(3) 資産の譲渡について適正に経理を行うべきもの	16
(4) 従業員退職給与引当金について計上基準を検討すべきもの	16
(5) 役員退職引当金について計上基準を明確にすべきもの	17
(6) 千葉市の備品の管理について改善すべきもの	17
(7) 取締役会の開催を適時に行うべきもの	17
4. 株主としての(株)千葉マリスタジアムの監視監督権について	18
第 5. トータルコストについて	19

報告書中における合計数値等の表示は、端数処理の関係から合計数値等とその内訳の合計が一致しない場合がある。

公の施設と財政援助団体等(千葉マリスタジアム)の 管理運営にかかる包括外部監査の結果

第1. 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項による千葉市との包括外部監査契約に基づく監査

2. 特定した事件（監査のテーマ）及び監査対象年度

監査のテーマは、千葉市の公の施設である千葉マリスタジアムの執行事務及び出資法人である株式会社千葉マリスタジアムの管理運営に関する監査とし、監査の対象年度は平成 12 年度とし、必要に応じて平成 13 年度及び過年度を対象にした。

3. 監査対象機関

都市局公園緑地部

株式会社 千葉マリスタジアム

4. 監査の実施期間

平成 13 年 7 月 9 日から平成 14 年 3 月 28 日まで

第2. 監査の視点と方法

1. 監査のテーマ選定の背景と理由

- (1) 厳しい財政状況の中で、公共施設に関する市民サービスも、市民利用施設の運営の合規性及び経済性、効率性を踏まえた視点からの検討が必要である。
- (2) 千葉市出資法人の財務事務が法令等に適切に準拠しているか、効率的な経営を行っているか等は市民にとっても関心の高い重要な課題である。
- (3) 従来はスポーツ・文化施策の有効性や文化的満足度といったものは数字的に測定することは困難とされていた。このためトータルコストの試算を実施し、公の施設のうちスポーツ・レクリエーション振興の拠点施設である千葉マリスタジアムの検討を行いたい。

2. 監査にあたっての着眼点

(1) 施設の管理について

施設の改修計画と平成 12 年度の実施状況は適切に行われているか。

新 5 ヶ年計画における改修計画と今後の財政負担の策定は合理的なものか。

改修についての契約から検査までの手続は適正に行われているか。

附属する機械設備等の購入手続は適正に行われているか。

管理委託している株式会社千葉マリスタジアムとの管理責任分担関係は明確か。

(2) 収入について

使用料の設定の水準は適正か。

市民の利用とプロ野球球団他の営利団体との使用料の区別は適切に決められているか。

(3) 支出について

委託事業費の積算は正確になされているか。

(4) 株式会社千葉マリスタジアムについて

財政状態と経営成績は良好か。

現金出納業務その他の財務事務は諸規定に準拠しているか。

経費節減の努力は行っているか。

施設の利用の拡大及び入場者数の増加の努力は行っているか。

市民の利用とその他の営利団体の利用との調整は行っているか。

施設貸与業者等の管理は適切に行われているか。

施設管理業務受託者としての管理は諸規定に準拠して適切に行われているか。

決算手続は適正に行われているか。

3. 監査の方法

この監査の実施にあたっては、公の施設である千葉マリスタジアムと、出資法人である株式会社千葉マリスタジアムの管理運営手続が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼をおき、財務事務に係わる監査のほかに、経済性・効率性・有効性の観点を加味し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに現場視察等必要と認められた監査手続を実施した。

第3. 監査対象の概要

1. 千葉マリスタジアムの沿革・意義

千葉マリスタジアムは、市・県民球場として昭和57年にその基本構想が打ち立てられ、昭和62年に建設着手、総工費123億円をかけて平成2年に竣工した。県立幕張海浜公園内に所在し、敷地を千葉県、建物を千葉市が所有している。

そして千葉マリスタジアムはスポーツ・レクリエーション振興のメインとなる市・県民のシンボリック施設として、また国際都市「CHIBA CITY」の名にふさわしい国際交流の場として、文化の発展に寄与することを目的としている。

2. 千葉マリスタジアムの事業の概要

千葉マリスタジアムは、プロ野球球団・千葉ロッテマリーンズのホームグラウンドでもあるが、高校野球や千葉市のイベントの他、広く市・県民の野球場として利用されている。

市・県民球場であるため、市・県民が利用することを主としていることから、都市公園法によりプロ野球専用球場の建設が制限されている中で建設が可能となった。

なお、平成2年に千葉県と千葉市の間に取り交わされた確認書で、市・県民の利用が70%以上、それ以外の利用は30%以下とされ、プロ野球は原則65日以内、最大でも70日未満とされている。

3. 千葉マリスタジアムの利用の状況

平成10年度から平成12年度までの3年間における千葉マリスタジアムの利用実績は次のようになっている。

(表1)利用実績の推移

	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平均	
	日数	割合	日数	割合	日数	割合	日数	割合
総日数	365	100%	366	100%	365	100%	365.3	100%
保全日	65	18%	65	18%	65	18%	65.0	18%
利用可能日(-)	300	82%	301	82%	300	82%	300.3	82%
イベント利用	82	22%	85	23%	91	25%	86.0	24%
一般利用	173	47%	174	48%	164	45%	170.3	47%
雨天不使用	19	5%	12	3%	17	5%	16.0	4%
不使用(- ~)	26	7%	30	8%	28	8%	28.0	8%

千葉マリスタジアムは屋外施設であるので雨天による不使用は差引いて、純粋な不使用は7~8%となっている。

4. 管理団体の概要

(1)管理団体の沿革・事業

管理団体は株式会社千葉マリスタジアム(以下(株)千葉マリスタジアムとす

る。)である。当該会社は千葉マリスタジアム竣工の前年、平成元年に資本金 2 億円で設立された。主に千葉マリスタジアムの運営・維持・管理を業務としている。

(2) 千葉市との関係

㈱千葉マリスタジアムと千葉市との関係は、以下の 3 つに大別される。

㈱千葉マリスタジアムの大株主としての関係

千葉市は設立当初より㈱千葉マリスタジアムの株主である。そしてその保有率は 46.2% であり、筆頭株主である。他の株主の保有比率が 1.5% 以下であり、人的・取引関係から実質的に親社会的な立場にあるものといえる。

公の施設千葉マリスタジアムの管理運営に関する委託・受託の関係

千葉市は公の施設千葉マリスタジアムの運営・維持・管理を㈱千葉マリスタジアムに委託し、㈱千葉マリスタジアムはこれを受託している。委託料は年間約 3 億円であり、㈱千葉マリスタジアムの年間売上高の 14% 程度を占めている。

公の施設千葉マリスタジアムの所有者・使用者の関係

㈱千葉マリスタジアムは、千葉マリスタジアムを興行場所、広告媒体として各種催事の企画・興行等の収益活動を行う。そのため千葉市から使用許可を得て、プロ野球やコンサートを開催している。なお、㈱千葉マリスタジアムの事務所も千葉マリスタジアム内にある。

(3) 組織の状況

取締役会の構成は、代表取締役社長 1 名、代表取締役専務 1 名、常務取締役 2 名、非常勤取締役 8 名の計 12 名からなる。常勤取締役のうち 3 名は千葉市退職者、1 名は千葉県退職者が就任している。また監査役は 2 名とも非常勤であり、内 1 名は千葉市収入役が就任している。

内部組織は総務部と営業部からなり、総務部の下に総務経理課及び施設管理課、営業部の下に営業課及び販売課とがある。平成 13 年 3 月末日時点では 30 名が在籍している。

5. 千葉マリスタジアムの課題

現在、プロ野球球団・千葉ロッテマリーンズが、ホームグラウンドとして利用しており、毎年約 60 試合が千葉マリスタジアムで行われている。

近年、プロ野球の試合数が増加してきており、ここで平成 2 年締結の確認書(市・県民の利用以外は 30% 以下で、プロ野球は最大でも 70 日未満 参照 2.) との関係が課題となる。平成 2 年時点においては年間 130 試合だったものが、現在 140 試合と 10 試合増

加している。オープン戦等も考慮すると日数増加の要望がある。

しかし、当該確認書は、市・県民球場としての基本協定であり、これを改訂することは非常に難しい点がある。

また、市・県民利用以外にはプロ野球のみではなく、コンサート等の開催もある。コンサートも文化事業の一環とも考えられ、千葉マリスタジアムが市・県民のシンボリック施設として機能している要因ともいえる。プロ野球の試合を増加させれば、その他のイベント開催が減少することとなる。

そこで、この使用制限の中でいかに運営し、シンボリック事業すなわちプロ野球やコンサート等の興行開催のバランスを取るか、経済性との兼ね合いとも合わせて課題となっている。

6. 千葉マリスタジアムに係る財務の状況

(1) 千葉市の千葉マリスタジアムに係る過去3年間の収支の推移

千葉市の千葉マリスタジアム運営に係る過去3年間の収支は次の通りである。平成12年度は球場使用料等4億1百万円の収入があり、支出は㈱千葉マリスタジアムへの委託費他5億7百万円が発生し、1億5百万円の収支差額となっている。

(表2) 千葉マリスタジアム運営に係る千葉市の収支の推移 (単位：千円)

	平成10年度	比率	平成11年度	比率	平成12年度	比率
収 入						
使用料	218,410	53%	230,147	57%	250,099	62%
その他収入	193,191	47%	170,249	43%	151,864	38%
収 入 計	411,601	100%	400,396	100%	401,963	100%
支 出						
旅費	524	0%	383	0%	335	0%
需用費						
消耗品費	247	0%	225	0%	203	0%
燃料費	1,847	0%	1,472	0%	1,649	0%
光熱水費	86,524	21%	86,028	21%	89,204	22%
修繕費	3,780	1%	12,474	3%	3,234	1%
役務費						
通信運搬費	98	0%	106	0%	102	0%
火災保険料	939	0%	939	0%	939	0%
使用料及び賃借料	67,249	16%	25,370	6%	26,149	7%
負担金等	288	0%	303	0%	317	0%
小計	161,496	39%	127,300	32%	122,132	30%
委託費	300,756	73%	299,040	75%	295,803	74%
工事請負費			43,680		89,250	
支 出 計	462,252	112%	470,020	117%	507,185	126%
収支差額	-50,651	-12%	-69,624	-17%	-105,222	-26%

(2) ㈱千葉マリスタジアムの過去3年間の財政状態及び経営成績の推移

㈱千葉マリスタジアムの財政状態

平成12年度貸借対照表の資産合計は13億46百万円であり、負債合計は9億59百万円、資本は2億円である。資本の部は3億87百万円ある。

(表3) 貸借対照表の推移

(単位：千円)

科 目	平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
流動資産						
現金預金	564,794	48%	652,290	54%	735,711	55%
商品	24,953	2%	22,072	2%	32,156	2%
貯蔵品	613	0%	0		0	
未収金	216,868	19%	190,421	16%	221,212	16%
立替金	7,726	1%	7,033	1%	17,598	1%
流動資産計	814,955	70%	871,817	72%	1,006,678	75%
固定資産						
建物	187,439	16%	169,978	14%	168,112	12%
構築物	138,290	12%	127,852	11%	117,414	9%
車両	2,013	0%	2,155	0%	3,541	0%
工具器具備品	16,373	1%	28,603	2%	26,355	2%
*有形固定資産計	344,116	29%	328,590	27%	315,423	23%
電話加入権	1,866	0%	1,866	0%	1,866	0%
設備負担金(注1)	0		0		12,845	1%
ソフトウェア	0		0		1,632	0%
*無形固定資産計	1,866	0%	1,866	0%	16,343	1%
長期差入保証金	385	0%	385	0%	385	0%
出資金(注2)	8,050	1%	8,050	1%	8,050	1%
*投資等計	8,435	1%	8,435	1%	8,435	1%
固定資産計	354,418	30%	338,891	28%	340,202	25%
資産合計	1,169,373	100%	1,210,709	100%	1,346,880	100%
流動負債						
未払金	246,181	21%	217,690	18%	242,417	18%
未払費用	13,654	1%	14,254	1%	14,181	1%
預り金	542,363	46%	586,574	48%	603,416	45%
未払法人税等	145	0%	9,661	1%	40,737	3%
未払消費税	7,331	1%	4,375	0%	6,625	0%
流動負債計	809,675	69%	832,555	69%	907,377	67%
固定負債						
退職給与引当金	3,354	0%	12,580	1%	21,817	2%
役員退職引当金(注3)	0		0		15,984	1%
預り保証金	13,140	1%	13,920	1%	13,920	1%
固定負債計	16,494	1%	26,500	2%	51,721	4%
負債合計	826,170	71%	859,056	71%	959,098	71%
資本						
資本金	200,000	17%	200,000	17%	200,000	15%
任意積立金	70,000	6%	70,000	6%	70,000	5%
未処分利益	73,203	6%	81,653	7%	117,781	9%
(当期利益)	2,081	0%	8,450	1%	36,128	3%
資本合計	343,284	29%	351,653	29%	387,781	29%
負債資本合計	1,169,373	100%	1,210,709	100%	1,346,880	100%

(注) 1. 設備負担金は、球場内で携帯電話が繋がりにくかったため設置したアンテナに係るものである。

2. 出資金は、株式会社に対する投資であり、本来、投資有価証券である。

3. 役員退職引当金は平成13年6月に退職した役員に対するものである。

(株)千葉マリスタジアムの経営成績

千葉マリスタジアムは市・県民球場としての制約があるが、その枠内で(株)千葉マリスタジアムはプロ野球やコンサート・物品販売等で収入を上げ、平成12年度の損益計算書によると売上高は21億20百万円であり、当期利益は36百万円である。

また設立以来、初めての株主配当を行っており、千葉市への配当額は4,623千円であった。

(表4) 損益計算書・利益処分の推移 (単位:千円)

科 目	平成10年度			平成11年度			平成12年度		
	金額	増加率	比率	金額	増加率	比率	金額	増加率	比率
営業収益(注)									
受託料収入	313,442	-4%	16%	307,760	-2%	16%	305,329	-1%	14%
球場収入	697,173	16%	35%	476,264	-32%	25%	598,338	26%	28%
販売収入	794,738	6%	40%	933,697	17%	49%	1,020,520	9%	48%
広告料収入	201,490	-8%	10%	199,389	-1%	10%	192,607	-3%	9%
その他の収入	4,021	23%	0%	3,951	-2%	0%	3,231	-18%	0%
売上高合計	2,010,867	6%	100%	1,921,064	-4%	100%	2,120,027	10%	100%
営業費用									
売上原価	1,874,612	7%	93%	1,730,848	-8%	90%	1,818,453	5%	86%
売上総利益	136,254	-6%	7%	190,215	40%	10%	301,573	59%	14%
販売費一般管理費	141,635	-8%	7%	172,225	22%	9%	220,926	28%	10%
営業利益	-5,380	-39%	0%	17,989	-434%	1%	80,647	348%	4%
営業外収益	11,918	-40%	1%	3,715	-69%	0%	2,157	-42%	0%
営業外費用	273	-69%	0%	140	-49%	0%	70	-50%	0%
経常利益	6,263	-39%	0%	21,564	244%	1%	82,733	284%	4%
特別利益	0			0			0		
特別損失	93	72%	0%	1,409	1415%	0%	15	-99%	0%
税引前利益	6,170	-40%	0%	20,155	227%	1%	82,717	310%	4%
法人税住民税	4,088	-59%	0%	11,705	186%	1%	46,589	298%	2%
当期利益	2,081	905%	0%	8,450	306%	0%	36,128	328%	2%
前期繰越利益	71,121	0%	4%	73,203	3%	4%	81,653	12%	4%
未処分利益	73,203	3%	4%	81,653	12%	4%	117,781	44%	6%
利益処分									
配当金	-			-			10,000		
利益準備金	-			-			1,000		
任意積立金	-			-			30,000		
次期繰越利益	73,203			81,653			76,781		

- (注) 1. 受託料収入：千葉市から千葉マリスタジアムの施設の管理等を委託され、これを受託していることに対する収入。公園管理課以外の他の課、千葉市以外の外部からの受託も含む。
2. 球場収入：プロ野球公式戦・オープン戦やプロ野球の放映権料等プロ野球関係の収入、コンサートによる収入。
3. 販売収入：球場内にあるテナントによる販売収入及び自ら営む球場内の店舗・自動販売機等による収入。
4. 広告料収入：球場内の壁面等に掲示される広告による収入。
5. その他収入：損害保険代理店収入。
6. 平成12年度において利益配当を行っている。

第4. 監査の結果

1. 千葉市と㈱千葉マリスタジアム間の委託・受託関係について

(1) 委託料の計算基礎を再検討すべきもの

千葉市は公有財産である千葉マリスタジアムの施設の維持管理を㈱千葉マリスタジアムに委託している。委託費は平成 12 年度 280 百万円(消費税抜き)である。

千葉市は、管理委託料を積算するための設計書を作成しているが、委託料の積算根拠は前年度を每期踏襲し、全体的にマイナスシーリングを行うものの、最近 7 年間は細目の単価について見直しを行っていない。

㈱千葉マリスタジアムは、千葉市からの金額抜きの設計書を受けて、その仕様に合わせた見積書を提出している。これにより双方で見積合わせがなされているが、提示金額は平成 12 年度において委託費一式 280 百万円と千葉市委託料予算上限額であり、他に別途明細もなく費用積上げの見積として判断できる内容ではなく、こちらも長年踏襲されている。

千葉市は、㈱千葉マリスタジアムに対し、委託契約終了後に施設管理業務収支決算書を提出させている。下表は平成 12 年度の㈱千葉マリスタジアムの計上している受託原価をさらに外注委託、消耗品等実費分と内部人件費の付替費用に分けたものである。

(表 5)業務別千葉市委託料積算と㈱千葉マリスタジアム受託原価実績の乖離 (単位：千円)

委託業務内容	千葉市設計書 (A)	㈱千葉マリスタジアム実績			乖離額 (A) - (B)
		外部委託 消耗品等	内部付替費用	合計 (B)	
1. 清掃業務	70,712	51,101	-	51,101	19,611
2. 建物管理業務	34,230	26,500	-	26,500	7,730
3. グラウンド整備業務	34,104	28,602	-	28,602	5,502
4. 設備機器運転業務	96,181	74,725	-	74,725	21,456
5. 特殊機器運転業務 (4人)	11,776	-	-	-	11,776
6. 施設利用業務 管理人件費	(3人) 9,716	-	(8人) 50,526	50,526	-40,810
修繕経費	20,000	47,251	-	47,251	-27,251
7. 諸経費	3,436	-	-	-	3,436
合計	280,158	228,322	50,526	278,848	1,309

見積合わせによって委託料は決定しているが業務別に見ると、乖離が大きく千葉市積算価格が実勢価格と大分離れており客観性を欠いている。また、管理人件費に対する考え方が両者で大きく相違している。

施設の維持管理作業は清掃・グラウンド整備・設備機器保守点検・修繕等、殆どが外部への再委託である。(表 5)でわかるように再委託金額との間にかなりの差額が出ている。現在千葉市との委託関係において、㈱千葉マリスタジアムでは施設管理の

間接業務、放送設備・スコアボード等特殊機器操作業務（一部委託あり）、一般利用者の受付・抽選・収納代行等を行っている。これら管理を含んだ間接業務として(株)千葉マリスタジアムでは施設管理課に所属する従業員等8人分（7人は12か月分及び1人については9か月分の人件費を計上、なお平成13年3月末時点では7人在籍）の人件費50百万円を、施設管理受託業務収支決算書にコストとして含めて報告しており、経理処理上も委託料を源泉として支出されている。これに対し千葉市の「千葉マリスタジアム施設管理業務委託設計書」では、間接人件費は3人分で想定され価格は人事院民間給与を用いて積算（9百万円）している。スコアボード・放送機器操作業務では同様に4人分（11百万円）である。この(株)千葉マリスタジアムの内部付替人件費の増加によって外部への再委託金額との差額が相殺され、委託料の差額は1,309千円となっている。

株式会社として従業員の配置については裁量の範囲内である。しかしその前提は経営上収益と対応させ判断したコスト管理、労務管理の結果でなくてはならない。現在のように事実上固定化された千葉市との特殊な委託関係から直接支出される人件費について千葉市の妥当と考えている水準と、(株)千葉マリスタジアムが千葉市負担であると考え、施設管理受託業務収支決算書上に含めて報告している人件費に大きく乖離があるのは問題である。

現在、(株)千葉マリスタジアムは組織上、施設管理課に属する人員の人件費すべて（給与、賞与、法定福利費、福利厚生費）が委託料原価であると報告している。これは千葉市の建物である千葉マリスタジアムを維持管理し、利用者・観客に供用させているからという側面だけをみている結果と考える。しかし、(株)千葉マリスタジアムは千葉マリスタジアムという建物をプロ興行場所、広告媒体として利用することで収益を計上している会社であり、施設管理課の人員が千葉市委託事業以外の(株)千葉マリスタジアム収益獲得業務にも直接的・間接的に貢献しているのは明らかである。しかし、その人件費は一切(株)千葉マリスタジアムでは負担されず、千葉市が委託料により負担している。

このように組織の一部門の人件費すべてを千葉市の委託料から賄っているのは株式会社の収益獲得貢献費用の一部を税金で賄っていることとなり、株式会社の経営自由に基づき自助努力で賄うべき費用まで負ってしまい妥当ではない。

千葉市は委託契約の目的となる業務について外部委託取引の実勢価格、妥当な内部人件費を調査し、合理的な委託料を積算されたい。

委託者である千葉市と受託者である(株)千葉マリスタジアムは互いに連携し、千葉市の委託料から直接賄うべき人件費と、(株)千葉マリスタジアムの球場収入等に対応させるべき金額について検討したうえで委託料を決定されたい。現状のように千葉市と(株)千葉マリスタジアムとが考える委託料原価として妥当な人件費に結果

として乖離があるというのではなく、委託料の見積り合わせにおいて人件費のどこまでを委託料原価として積算するのか、どこまでは㈱千葉マリスタジアムの球場収入原価や一般管理費とするのか、原価計算や按分割合等の細部を詰めて積算した金額を検討されたい。もって株式会社として自助努力が最大限発揮されるような妥当な委託料のもとで有効な施設管理を行われたい。

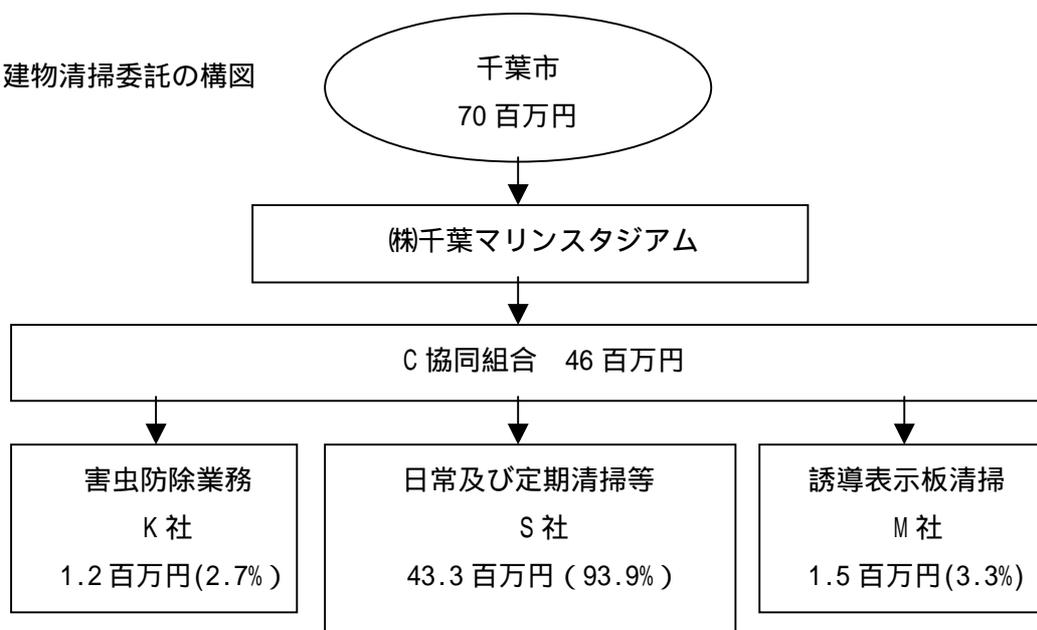
(2) 外注委託契約について業者選定を適正にすべきもの

委託業者の選定にあたり㈱千葉マリスタジアムでは、「特定な業者に偏重しないように配慮する」という会社内部規程（業者選定基準）を有し、予定価格年間5百万円以上の継続的契約に係る業者について審査する組織「業者選定審査会」も有している（業者選定審査会規程）。

平成12年度における施設修繕以外の外部委託は166百万円（消費税抜き）であり千葉市からの委託料280百万円のうち59%にあたる。その委託料は千葉市から全額が出ている。第3セクターである㈱千葉マリスタジアムには千葉市が外部委託する際と同等の注意義務が要請され、会社自体の内規もこの注意義務を明文化したものである。

千葉市は建物清掃業務については280百万円の内、70百万円と積算している。㈱千葉マリスタジアムの清掃原価は外部委託費46百万円と、廃棄物処理費・消耗品等5百万円の合計51百万円である。建物清掃委託について㈱千葉マリスタジアムは設立以来「C協同組合」に発注している（平成12年度は年額46百万円で契約）。下図はその関係図である。

(図1) 建物清掃委託の構図



(注) ~ の金額はC協同組合への委託費を分割したものである。全て消費税抜きで記載している。

㈱千葉マリンスタジアムの会社内規上は当該契約の場合 5 社以上の業者の中から選定することとなっているが、この建物清掃委託については理由書を付してC協同組合に継続的に発注され固定化している。理由書を抜粋すると、「当スタジアムは、オフィスビルと違い特殊建物になりますので、清掃業務において日常清掃・定期清掃に区分していますが、特に定期清掃については、特殊技能作業・高所作業・ねずみ昆虫等防除（清掃）作業がありますので、業務に精通している業者を選定する必要があります。上記内容により、業務のノウハウを共有・精錬し共同受注体制を整えている 1 業者を選定したい。」とある。

しかし清掃業務はむしろ一般的な委託内容であり、スタジアム清掃として一部は特殊なものであっても大半は一般的な業務である。特殊性を理由として 1 社に継続委託するならば、特殊な一部と一般的な残りの大半に分けて、特定な業者に偏重しないように配慮する方が内規との整合性がある。また一般的な業務は競合させることによりコスト削減の可能性も高まり望ましい。

協同組合に発注している現在でも 害虫防除はK社(1.2百万円)、 日常・定期清掃等はS社(43.3百万円)、 誘導表示板清掃M社(1.5百万円)の3業務に組合では分けられている。この内理由書に挙げている特殊技能作業・高所作業・ねずみ昆虫等防除作業は 害虫防除と 誘導表示板である。 の日常・定期清掃は一般的な業務であり委託料の 93.9%と大半を占めている。業務の特殊性は一部にとどまるにもかかわらず、一般的な大半の業務まで長年随意契約がなされている典型例といえる。

協同組合に発注するメリットとして、組合に加入している業者により作業されることで一定水準以上の作業が確保されるということが挙げられる。デメリットは組合を通しての取引となり、中間手数料が組合に発生するため、コストは業者と直接取引するよりもその分高くなることである。

また組合に発注しているため 害虫防除と 日常・定期清掃等と 誘導表示板清掃と区分された業務の下請業者は本来組合に加盟している様々な会社があるはずであるが、実際の 日常・定期清掃を行う下請業者は設立当初より変わらない一つの業者であり、その業者は㈱千葉マリンスタジアムから別途グラウンド整備（年額 24 百万円）の作業を 12 年の長期にわたり随意契約で受託している S 社である。

理由書の結論として「共同発注体制を整えている 1 業者を選定したい」とあるが、12 年間同一の業者が受注しており、実質的に共同発注された事実がないので組合に発注する理由が現実にはないこととなる。しかし、業者選定審査会は長年これを承認し続けてきており、内部の統制機能が有効に発揮されているとはいえない。

㈱千葉マリンスタジアムは、株式会社であるため経営の自主性・独立性は認めるべきであるが、自己の内規に反していても、どの業者と何年も委託契約を結ぼうと自由であると考えすることは適当とはいえない。

委託料は千葉市から支払われておりその財源は税金である。第 3 セクターである

㈱千葉マリスタジアムと千葉市の委託契約は固定的である。これらを鑑み、㈱千葉マリスタジアムにも千葉市同様の社会的責任を求め、合理的理由のない長期継続的取引が妥当であるかどうかについて、大株主でもある千葉市は慎重に検討されたい。

㈱千葉マリスタジアムは外注委託先の選定手続を適正に行われたい。

(3) 委託作業報告を事実に基づき行うべきもの

千葉市からの設計書と、㈱千葉マリスタジアムのC協同組合との見積書、千葉市への報告書を照合したところ下記の不一致があった。

スタンド清掃が千葉市の設計書において1回あたり30人で年間20回清掃と記載されたものが㈱千葉マリスタジアムに提示されているが、実際の業者（C協同組合）と㈱千葉マリスタジアムが契約した清掃回数は1回あたり14人で年間12回であった。決定見積書及び年間作業予定計画表でも12回しか清掃はなされない。しかし㈱千葉マリスタジアムが千葉市に提出している清掃業務報告では20回実施と記入されている。

千葉マリスタジアム床面7,600㎡は千葉市の金額抜きの設計書において年間12回のワックス清掃とされているが、業者との決定見積書では床面はPタイルとカーペットとゴムマット床に分かれており、その内2,571㎡相当分は9回しか定期清掃はなされない契約を締結していた。そもそも床材Pタイルとゴムマットはワックス清掃であるがカーペットはクリーニングであり積算方法は違う。この千葉市の積算方法が不十分であることを㈱千葉マリスタジアムでは把握しつつも、修正するよう話し合った経緯もなかった。㈱千葉マリスタジアムからの清掃業務報告書は千葉市の設計仕様に合わせて単に12回清掃として作成されていた。

逆に千葉市の設計書に無いもので、㈱千葉マリスタジアムが維持管理として必要と認めて清掃作業を委託しているものにタイル床部分洗浄、公衆電話、外部歩道橋、外部植栽の臨時清掃業務もあった。しかし、仕様以外に付加した作業の決定見積書金額よりも回数を削減した金額の方が大きかった。

第一に、㈱千葉マリスタジアムは報告書を事実に基づいて誠実に作成しなくてはならない。

第二に、㈱千葉マリスタジアムは千葉マリスタジアムの現場を熟知する者としてスタンド清掃やワックス清掃が千葉市の指示以下で十分であると判断したならば、千葉市にその旨を伝え指示を受けるべきであった。それは千葉市との施設管理業務委託契約書においても明らかであり、善良な管理者として当然の義務である。報告もせず、独断で千葉市の指示する回数を知っておきながら、より少ない回数で外部委託契約を結び、報告書上は千葉市の指示した回数を報告し、千葉市の指示した回数に基づいて積算された委託料を受領していたというのは問題である。

第三に千葉市は施設管理業務委託契約書第9条において「甲(千葉市)は、施設の適正な管理を期するため必要があると認めるときは、実地に委託業務の処理状況を調査し、報告を求め、又は帳簿、書類その他の記録を調査することができる。この場合において、乙(株)千葉マリスタジアム)は実地調査等に協力しなければならない。」と明記されている。今後は報告書の検査・管理の体制を改めて確立されたい。

(4)再委託作業の管理を適切に行うべきもの

S社に対する(株)千葉マリスタジアムの再委託先の業務管理を調査したところ、その管理方法について下記の問題が認められた。

(株)千葉マリスタジアムの実際の作業再委託管理書類として現在 から がある。

契約時に、(株)千葉マリスタジアムはC協同組合から、業務別に単価と作業時間で計算し契約料を積算した「見積内訳書」を徴収し決定している。

年度当初に、(株)千葉マリスタジアムはC協同組合から「千葉マリスタジアム月間作業実施計画表」を、S社から「定期清掃予定表」(以下、作業予定計画表という。)を徴収する。

毎日作業終了後に、S社が「千葉マリスタジアム清掃業務作業日報」(以下、作業日報という。)を作成し、(株)千葉マリスタジアム施設管理課で清掃現場を目視して確認印を押す。

作業日報は清掃場所と項目が一覧表化され、実施した作業にチェックマークをいれる様式である。しかし臨時的な清掃については清掃場所が明記されず項目のみしかない。このため清掃場所は作業日報上特定できず、予定計画表どおりに作業が行われているのか確認できない。

これについて平成13年度の途中より臨時的な清掃は内容、場所等を作業日報に記載するようになっていたが空欄の日も多く、予定計画表と作業日報の照合ができないので改善されたい。

また作業日報には何人でどこをどれくらい作業したのか、人工(人数×時間の積数)の記載はない。そのため契約時の見積内訳書との照合はできない。しかし、清掃委託作業は無形の役務提供であり、契約料の中身は人工が大半である。作業日報で人工を求めないならば、(株)千葉マリスタジアム自ら人工を把握管理しなければ、受託業者による作業が契約に準拠して満足のできるものであったのか、そもそも作業内容に対して当初の契約金額が妥当であったのか確認できない。

契約通り実施されているかは作業を目視するだけでなく、清掃委託価格の最大要因である「契約ないし決定見積書で謳われた人工」をチェックしなくては実際に質を落さずコストダウンとなったのか、当初積算価格は妥当であったのか等結果の

判定はできない。結果の判定ができなければ将来の値下交渉あるいは契約先変更等の改善を行うにあたっての判断資料がない。(株)千葉マリスタジアムは再委託作業の管理について検討されたい。

(5) 委託管理報告書を作成すべきもの

千葉市は千葉マリスタジアムの施設管理委託業務について「施設管理業務委託契約書」を結び、その実施方針を示すものとして「千葉マリスタジアム施設管理仕様書」を(株)千葉マリスタジアムに示している。ここに業務実施報告等については月間の報告書と年間の報告書と業務完了報告書を行うものと定めているが、毎月の月間報告書の提出と検査を行っているため、年間の報告書は省かれ作成されていなかった。

(株)千葉マリスタジアムは、契約書及び仕様書で定めた年度契約を総括する業務実施報告を作成し千葉市へ提出されたい。

2. 千葉マリスタジアムの一般市民の利用について

(1) 使用料の徴収について改めるべきもの

設置管理条例によれば使用料の徴収は前納となっている。しかしながら、実際は施設使用後に徴収している。

これは屋外の野球試合は雨天の場合には中止となり、その場合は使用料を徴収しないこととしており、事前に徴収すれば返還手続が使用者の負担となるため、また現実に使用料の未収が発生していないから問題なしとしての運用である。

しかしながら平成13年3月末には286,020円の未収金が発生しており、この内、最も古いものは平成12年12月分で56,700円である。これらは翌年5月10日まで半年の間入金されていなかった。

現実に貸倒れてはいないが、設置管理条例の規定が遵守されていないのは事実であり、徴収の遅延もあることから、条例の規定を見直すか、運用手続を改められたい。

3. (株)千葉マリスタジアムの事務管理等について

(1) 販売売上金の管理手続を適切に行うべきもの

(株)千葉マリスタジアムの販売収入には大きく2つの形態がある。1つはテナントによる収入であり、もう1つは直営店による収入である。

テナントの売上は毎日売上金を夜間金庫に預け入れてもらい入金額を売上金額としている。また直営店についても同様に入金し、入金額を売上金額としている。

しかし、売上にあたって釣銭ミス等により現金過不足が発生する。ここで、銀行入金額を売上金額としていることから、この過不足が帳簿上反映されていない。

日々の現金管理、売上管理用の書類の様式も不備であり、現金過不足の把握もその場だけで終わってしまう場合もある。この結果、不正防止のための内部統制が確立さ

れていない。

売上高はレジロール等の証憑に基づいた金額で計上すべきである。そして現金を実査し、差額発生時には現金過不足として処理した上で、必ず書面で原因調査し、最終的に原因不明な場合は責任者の承認の元、雑損益として処理すべきである。

(2) 商品管理について棚卸手続等を適切に行うべきもの

株千葉マリスタジアムは、プロ野球等のグッズを仕入・販売している。平成 12 年度末において 32 百万円の期末時商品在庫として貸借対照表に資産計上している。会社自身は 3 月決算であるが、3 月になるとプロ野球のオープン戦が始まる等多忙を極め、実地棚卸を実施する余裕がない。そこで会社は決算月の 3 月末日ではなく、通常 12 月中に実地棚卸を行っている。

しかし実地棚卸にあたって棚卸実施要領が作成されていない。また、棚卸の実施にあたって経理部門等の立会が行われていない。棚卸実施要領を作成することは、棚卸の適正性を検討する上で重要であり、商品管理に従事する販売課以外の経理部門等間接部門が関与することは内部統制上有効な手続である。

また棚卸実施後、数量の差異が生じているが、その原因調査がなされていない。特に商品現物が不足しているケースのみならず、増加しているケースも散見され、商品管理が不十分と考えられる。これは同じ形状の商品（例えば携帯ストラップ）でもチームが違う場合、バーコードレジ登録上異なるが、バーコードレジを通す際、同一商品として販売してしまっている等の原因によるものと考えられる。

監査日に無作為に 10 件商品を抽出し、バーコードレジシステムから連動した「単品棚卸記入票」の理論在庫と現実の店頭在庫商品、バックヤード商品の数量との照合を試みたところ下表の結果となった。

(表 6) 在庫商品のテストカウントの結果

商品名	理論在庫数	実際数	差異
M ピンズコレクションボード小	11	10	1
M 傘黒 01 年	13	8	5
M ジッポライター	34	33	1
M2000 年デジタルイヤープック	16	16	-
M ストラップ 0	144	58	86
M ストラップ	32	31	1
M メッシュジャージビジター フリー	37	12	25
M メッシュジャージビジター Jr 130	37	34	3
G ウィンドブレーカー	4	3	1
G 選手ナンバー刺繍フェイスタオル 24	11	0	11

現在商品棚卸は、年間で 1 度決算月でない時期に行われるだけであるが、日次の在庫管理の状況が改善するまで棚卸頻度を増やすとともに、日常業務を見直し、在庫の保管位置の整理改善や、バーコードレジ入力の商品別の徹底等により既存のバ

ーコードレジシステムを有効に活用されたい。決算数値は日次の業務の延長にあるので、日常管理業務の改善により決算数値の信頼水準を確保されたい。

(3) 資産の譲渡について適正に経理を行うべきもの

㈱千葉マリスタジアムは、平成 13 年 1 月 18 日に千葉市に対してサブスコアボードの寄付申込を行い、千葉市は平成 13 年 2 月 16 日にこれを受理した。

(財産の内容)

所 構 外 構	在 造 形 成	千葉市美浜区美浜 1 番地、千葉マリスタジアム サブスコアボード(打者表示) 鉄骨・鋼板造 表示ランプ・表示ユニット・表示ボード設備機器 及びケーブル
取得価額	41,000	千円
帳簿価額	25,932	千円

これについて㈱千葉マリスタジアムは、平成 13 年 2 月 19 日の決裁により、繰延資産として計上し、この寄付を行なった資産が改修・廃棄される時点で除却するとし、3 月 22 日の取締役会でこの譲渡について承認している。

しかし、平成 12 年度決算書では「建物及び付属設備」として記載されたままであり、従来の減価償却額を計上している。

上記資産は償却資産であり、メインスコアボードとの連携をはかるために平成 13 年度に改修することを予定して寄附されたものである。したがって他の球場施設と同じく千葉市の資産を構成するものと考えれば、千葉市への寄付とし、建物付属設備から除却すべきものであった。

なお、千葉市は、この資産を財産として受入れた時に物品(備品)台帳への記載がなされていない。たとえ平成 13 年度に改修と除却が想定されていたとしても平成 12 年度において適切な手続がなされるべきである。

千葉市と㈱千葉マリスタジアムの資産の区分を明瞭にするとともに、千葉市は適切な資産の異動にともなう手続を行い、㈱千葉マリスタジアムは適切な会計処理を行われたい。

(4) 従業員退職給与引当金について計上基準を検討すべきもの

㈱千葉マリスタジアムは従業員の退職給与引当金を法人税法の限度額(期末要支給額の 30%)まで計上し、平成 12 年度末における退職給与引当金は 21 百万円である。

法人税法における退職給与引当金の計上は段階的に引き下げられており、税法限度額までの引当金計上基準では妥当な基準とはみなされない。退職給付会計の簡便法として、仮に平成 12 年度において従業員の自己都合による要支給額 100%を設定す

ると 54 百万円であり、現状の引当金では 32 百万円過少であると試算できる。
退職給与引当金計上基準について検討されたい。

(5) 役員退職引当金について計上基準を明確にすべきもの

平成 12 年度末において(株)千葉マリスタジアムでは役員退職引当金として 15 百万円計上している。これは平成 13 年 6 月の株主総会において承認後、2 年から 5 年勤務した社長以下常勤取締役 4 名全員が一度に退職する予定であったため「取締役及び監査役退職慰労金規程」に基づいて計算された退職時支払予定額の 80%を計上したものである。

役員退職金は退職時に全額計上とするよりも、勤務期間に渡って負担すべきものであり、会社独自の引当金計上基準に基づいて計上することは株式会社の発生主義会計として本来望ましいものである。しかし現状のように過年度において計上は行わず、翌年度に常勤取締役全員の退職があるから、今年度の決算では計上するというような処理は妥当ではない。引当金の計上には客観性・規則性が必要であるので合理的な計上基準に基づく決算処理を検討されたい。

(6) 千葉市の備品の管理について改善すべきもの

球場の管理業務の一環として設置されている諸備品類の管理がある。当該備品所管は千葉市都市局公園緑地部公園管理課にあり、(株)千葉マリスタジアムが管理をしている。

公園管理課に備え付けられている備品台帳は、公園管理課全体の台帳であり、使用場所(千葉マリスタジアム)のみの抽出が電算システム上できないので、(株)千葉マリスタジアムに管理委託している備品のみの明細が作成できない。

備品の管理状況について現品調査を試みたところ、一般物品の 1 件が既に廃棄されており、台帳と不一致であった(千葉市物品会計規則第 35 条参照)。また、同種物品で数量の多いものが各所に分散しているため調査が困難なものも存在した。

管理受託者である(株)千葉マリスタジアムは、適時・定期的(最低年 1 回)に現況を調査し、その結果について公園管理課に報告されたい。

また、千葉市は使用場所ごとに、備品台帳が出力できるように管理に即した電算システムの改善を検討されたい。

(7) 取締役会の開催を適時に行うべきもの

平成 13 年度の取締役会は次のように開催されているが、64 回と 65 回では 4 ヶ月空いている。

第 62 回 平成 13 年 5 月 10 日

第 63 回 平成 13 年 6 月 1 日

第 64 回 平成 13 年 6 月 29 日

第 65 回 平成 13 年 11 月 1 日

商法第 260 条第 3 項では、「取締役ハ 3 月ニ 1 回以上業務ノ執行ノ状況ヲ取締役会ニ報告スルコトヲ要ス」と規定し、取締役会規則 7 条 1 項でも 3 ヶ月に 1 回以上開催することとなっている。四半期ごとの業務報告その他を含め、取締役会を適時に開催されたい。

4. 株主としての㈱千葉マリスタジアムの監視監督権について

(意見)

千葉市は、㈱千葉マリスタジアムの株式の 46.2%を保有している。

常勤取締役 4 人の内 3 人が千葉市退職者であり、委託業務の管理対象資産は千葉市の公の施設である。また平成 12 年度の㈱千葉マリスタジアムの千葉市からの受託収入は 3 億 2 百万円(消費税抜き)であり、㈱千葉マリスタジアム総売上高の 14.3%をしめており、受託管理会社として千葉市との委託管理契約は重要な委託契約である。以上のことから千葉市は㈱千葉マリスタジアムの実質支配株主であることは明らかである。しかし千葉市の㈱千葉マリスタジアムに対する、株主としての監視監督の権限と責任の所在が必ずしも明確にはなっていない状況である。

千葉市は、その出資割合から株主権として帳簿閲覧権等の権限を有しており(商法第 293 条ノ 6、第 257 条第 3 項他)、会計帳簿の内容について調査は可能であり、株主総会における決算案も、取締役及び監査役の選任・解任も、大株主である千葉市の承認が必要である。

このような株主権の行使を適正に行うために、監査役は取締役の業務監査及び会計監査を行う(商法第 274 条)。現在㈱千葉マリスタジアムの監査役 2 人の内、1 人に千葉市収入役が就任している。しかし監査役は株式会社の機関として監査業務を遂行するのであって、千葉市は監査役を通じて大株主としての監視監督権を行使しているわけではない。

また現在、㈱千葉マリスタジアムの監査役はいずれも非常勤であるが、常勤監査役を置く等、千葉市が出資法人の監視監督を有効に行うために監査機能の充実が必要と認める。

千葉市は㈱千葉マリスタジアムの大株主であり、株主としての監視監督を行う権限と責任の所在を組織的に明らかにされたい。

株主権の執行を担保するためにも監査役の監査機能を強化する必要がある。

全国的に第 3 セクター方式の経営が破綻している状況の中で、㈱千葉マリスタジアムは創意工夫と経営努力で成功しているケースであると考えるが、経営環境は常に変動している。千葉市と㈱千葉マリスタジアムは不断の情報交換と調整により、双方が責任をもって公の施設の有効利用と経済性原則の両立を図られたい。

第5. トータルコストについて

(意見)

トータルコストとは、公共施設のすべての収益と発生費用を把握するものである。

千葉マリスタジアムは、都市局公園緑地部所管のもとで、(株)千葉マリスタジアムが管理運営を行なっている、いわゆる第3セクター方式の公の施設である。

千葉市では、管理委託費を(株)千葉マリスタジアムに支出して建物施設の管理を委託するとともに、光熱水費、賃借料等の経費並びに大規模修繕等が生じた場合は、工事費(資本的支出)を支出し、利用者から使用料収入を得ている。しかし、千葉市の会計は、単式簿記の収支会計であるので、123億円をかけた施設の減価償却費が計上されていない。

他方、管理団体である(株)千葉マリスタジアムは、平成12年度に3千6百万円の利益をあげ、過去の業績も良好である。

千葉市の公の施設から見た場合、千葉市の球場使用料収入と、経費に設備費としての減価償却費及び公債の利子を加味し、(株)千葉マリスタジアムの収益費用を合算し、両者の委託管理料を相殺する。この結果千葉市民(千葉県民を含む)に対するサービス提供となる全体の税負担額の計算が可能となる。公の施設については、このような経済的運営と利用の有効性の測定が必要と考える。

そこで、千葉マリスタジアムに係る事業年度毎に発生するすべての収益と費用を集計して、真の業績ないし税負担額を算定するのがトータルコスト計算である。

税負担額と利用者の満足度・市民のニーズ等の均衡を図ることによって、今後の公共施設千葉マリスタジアムの企画運営管理に資することが必要である。すなわち千葉市と、(株)千葉マリスタジアムの双方が、トータルコスト計算を市民・利用者のニーズに責任ある管理運営をおこなうための基礎とすることが望まれる。例えば、利用者数、利用日数等による稼働率を算定することにより、その有効利用の程度を算定し、運営の見直し改善等に利用すること等である。

公共施設については、建設コスト、運営コストさらにその施設の更新コストの連動が必要であり、ニーズと環境の変動に弾力的に対応していくことが重要である。そのために、中長期的における施設のライフサイクルを見据えた投資(税の投入)計画と、毎事業年度のトータルコスト計算によるランニングコスト計算の連動を図ることも検討されたい。

概算計算をおこなったのが(表7)である。

(表7) 千葉マリスタジアムのトータルコスト計算表

(単位：千円)

区 分		平成10年度	割合	平成11年度	割合	平成12年度	割合
収 入							
千葉市							
球場使用料		218,410	8%	230,147	9%	250,099	9%
目的外使用料		193,191	7%	170,249	7%	151,864	6%
千葉市 計		411,601	15%	400,396	16%	401,963	15%
(株)千葉マリスタジアム							
売上高		2,010,867	74%	1,921,064	75%	2,120,027	78%
受取利息・雑収入		11,918	0%	3,715	0%	2,157	0%
団 体 計		2,022,785	74%	1,924,779	75%	2,122,184	78%
控除 委託費		-313,442	-12%	-307,760	-12%	-302,255	-11%
計 + -	(A)	2,120,944	78%	2,017,415	79%	2,221,892	82%
施設運営管理費							
千葉市							
経 費		462,252	17%	426,340	17%	417,935	15%
工事請負費		0	0%	43,680	2%	89,250	3%
千葉市 計		462,252	17%	470,020	18%	507,185	19%
(株)千葉マリスタジアム							
売上原価		1,874,612	69%	1,730,848	68%	1,818,453	67%
販売費及び管理費		141,635	5%	172,225	7%	220,926	8%
その他費用		366	0%	1,549	0%	85	0%
法人税等		4,088	0%	11,705	0%	46,589	2%
団 体 計		2,020,701	74%	1,916,327	75%	2,086,053	77%
控除 委託費・工事費		-313,442	-12%	-351,440	-14%	-391,505	-14%
工事費 (注1)		0	0%	-43,680	-2%	-89,250	-3%
委託費		-313,442	-12%	-307,760	-12%	-302,255	-11%
施設運営費 + -	(1)	2,169,511	80%	2,034,907	80%	2,201,733	81%
千葉市設備関係費 (注3)	(2)	555,136	20%	522,138	20%	513,309	19%
トータルコスト (1) + (2)	(B)	2,724,647	100%	2,557,045	100%	2,715,042	100%
税負担額(B)-(A)		603,703	22%	539,630	21%	493,150	18%

(注1) 工事費は資産に計上し、その減価償却費を計上するので控除する。

(注2) 千葉市は消費税込み、(株)千葉マリスタジアムは消費税抜きである。

(注3) 千葉市設備関係費

区 分		平成10年度	平成11年度	平成12年度
建物・備品等		12,266,954	12,310,634	12,399,884
減価償却費		489,646	492,240	473,837
公債発行額		12,756,600	12,802,874	12,873,721
支払利息		65,490	29,898	39,472
千葉市設備関係費 +	(2)	555,136	522,138	513,309

(表8)利用者一人あたりに対する税負担額

平成10年度	平成11年度	平成12年度
1,088,018 人	1,364,931 人	1,604,630 人
554 円	395 円	307 円

(表9)千葉市民世帯あたりの税負担額

平成10年度	平成11年度	平成12年度
337,158 世帯	344,905 世帯	350,173 世帯
1,790 円	1,564 円	1,408 円

(図2) トータルコストの概念図

(単位: 百万円)

		平成10年度		平成11年度		平成12年度	
		《費用》	《収益》	《費用》	《収益》	《費用》	《収益》
千葉県分	支払利息	65		29		40	
	減価償却費	489		492		474	
			税金超過		税金超過		税金超過
	千葉県経費	148		118		116	
	委託費	313	千葉県収入	307	千葉県収入	302	千葉県収入
	法人税等	4	受託料収入	11	受託料収入	47	受託料収入
	売上原価	1874	球場収入	1,730	球場収入	1819	球場収入
株千葉マリスタジアム分			販売収入		販売収入		販売収入
			794		934		1021
			広告その他収入		広告その他収入		広告その他収入
			206		203		196
	販売費及び一般管理費	142		172		221	
	営業外費用特別損失	0	営業外収益	2	営業外収益	0	営業外収益
			12		4		2

- (注) 1.(株)千葉マリスタジアムの12年度の受託料収入は千葉県以外の外部よりのものも含む。
2.また、千葉市の委託費は、公園管理課以外からのものも含む。

この試算によれば、平成12年度については収入合計が22億21百万円、費用合計としてのトータルコストが27億15百万円生じており、4億93百万円の費用超過となっている。これは実質的には千葉市が税により負担しているものである。同様に平成10年度、11年度も見ると、毎年千葉市は、公の施設千葉マリスタジアムを管理運営するために約5億円から6億円を税により負担していることになる。

また、平成12年度では利用者1人あたり307円の税負担がなされており、1世帯あたり1,408円の税負担を行っていることになる。

プロ野球が使用する本格的な野球場を市・県民が低廉な使用料で野球が楽しめることに千葉マリスタジアムの公の施設としての意義があると考えれば、こうした税の負担は市民の理解のうえで成立するものである。よって、この公の施設のトータルコストを每期計算する体制を確立し、市民の理解を得るべくインターネット等で広く情報を提供することを検討されたい。